



生活衛生ニュース

November 2020
Vol. 7 / No.11 (通巻83号)

発行：(株) 静環検査センター
静岡県藤枝市高柳2310番地 tel.054-634-1000 fax.054-634-1010

調査・対策費用を左右する地歴調査

～土壌汚染対策法の目的のひとつ～

1 はじめに

地歴調査とは、土壌汚染対策法に基づき購入等の対象地が過去に土壌汚染の実態があったかどうかを調査するものです。

すなわち、有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき、一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるときに土壌汚染の有無を調査することが義務付けられています。

2 土壌汚染調査の流れと具体例

調査を行う場合、最初に行われるのが地歴調査となり、その主な情報の入手・把握の作業は、以下のとおりです。

- ・資料調査、聴取調査、現地調査
- ・試料採取等物質の選定
- ・汚染のおそれの由来に応じた区分

地歴調査では、集められる資料の程度、聴取・現地調査実施の可否によって次の段階の調査の規模、費用が異なってきます。資料収集の不足、聴取調査の相手が不明、現地は更地であるなど、不確実なことが多くなると調査の費用が増します。

例として「クリーニング店」について説明します。

表のケース1

クリーニング店には衣類の預かりのみで、クリーニング作業を行っていない場合があります。その土地について調査をすることになったとします。

「預かりのみであること」について、調査をとおして確認できた場合には、「汚染のおそれなし」と評価され、調査は終了となります。

表のケース3

住宅地図等でクリーニング店として確認されるが、使用者

へのヒアリングができない、建物が無い場合には、一般に使用されていた物質テトラクロロエチレン等について調査することになり、調査地点も多く費用が大きくなります。

よって、地歴調査を的確に行うことは、効率の良い試料採取、措置につながるということになります。

3 地歴調査に必要なこと

地歴調査には資料調査、聴取調査、現地調査の3つの手段がありますが、経験上、特に重要なのは資料調査であると思います。なぜなら、聴取調査では人の記憶が頼りとなるため、あいまいさが出てきます。そして、現地調査では、施設が更新されていたり、盛土されていたりすると使用等の履歴の拾い出しは困難です。それに対して、資料(設計図書、届出資料)は、いわゆる物的証拠となるため信頼性が高いものとなります。(書類作成が間違っていたという事例もありましたが…)

資料調査では、設計図書、公的届出資料(排水施設)の入手が特に重要です。事業所では、施設の配置を示す設計時の図面、行政

への届出書類の控えが該当します。

設計図書等が得られない場合や無い場合には住宅地図、登記簿情報にて判断することになります。しかし、これらの資料からは、実際に使用等をしてきた特定有害物質を特定することができないため、業態から使用等が推定される物質、一般に使用が考えられる物質が調査対象となり、余分な物質について調査をしよう可能性もあります。また、適切な個所での調査ができないこと等により、汚染を見逃すなど調査精度が落ちてしまう可能性もあります。

4 まとめ

適正な地歴調査がもたらす効果について事業者観点や行政観点でまとめると以下のとおりになります。

- ・事業者観点：余分な調査を省けることにより、コスト・工期縮減につながる。
- ・行政観点：汚染の取りこぼしを防ぐことができる。周辺住民の安全安心につながる。

(文責 佐々木 信剛)

(参考資料)

- ・土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン(改訂第3版)(平成31年3月環境省水・大気環境局土壌環境課)
- ・弊社H.P.生活衛生ニュース：土壌汚染対策法について(2017.2)、土壌汚染対策法の改正ポイント(2019.7)

表 確認事項の程度による調査費用の比較

	ケース1 (不明点がないケース)	ケース2 (不明点やや多いケース)	ケース3 (不明点が多いケース)
使用者	明確	不明	不明
現存建物	あり	あり	なし
地歴調査	資料調査(伝票等)	購入履歴無しを確認	資料無し
	資料調査(住宅地図等)	業態を確認	業態を確認
	聴取調査	預かりのみであったことを確認	実施できず
	現地調査	建物内の用途確認	建物内の用途確認
	試料採取等対象物の選定	特定有害物質の使用はない	特定有害物質の使用は不明(使用が疑われる物質すべて対象)
	土地汚染の恐れ区分の分類	汚染のおそれなし(調査終了)	室内の用途が確認できているため、おそれの区分ができる。 ・汚染のおそれが多い(調査密度高い) ・汚染のおそれが少ない(調査密度低い) ・汚染のおそれが少ない(調査なし)
	試料採取等を行う区画の選定	なし	少ない
試料採取等	なし	少ない	
調査費用(3つのケースの相対的な比較)	最小	中間	最大

生活騒音を見直そう

～コロナ禍の新しい生活様式で配慮したいこと～

はじめに

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、外出自粛やテレワークなどで、多くの方が自宅で過ごす時間が長くなっています。さらに、密閉空間を避けるために窓を開けるなどの換気が求められる中、「テレワーク会議の音がうるさい」、「オンライン飲み会で騒がしい」、「子どもが日中家で遊び回り騒がしい」など、今まで以上に様々な騒音に関する苦情が発生しています。

そのような社会状況において、私達が配慮すべき生活騒音について改めて考えてみました。

1. 生活騒音とは

生活行動に伴って、居住環境(住宅内及び住戸まわり)において発生する騒音を「生活騒音」と言います。生活騒音の種類と発生源及びその音の大きさを表1にまとめました。

生活騒音は毎日の生活の中から出る音であるため、その種類や時間はいつも同じとは限りません。昼間は気にならなかった音でも、早朝や夜間にまわりが静かになれば、うるさく感じることがあります。

- ・深夜に使用する場合、音が小さくても問題になることがあります。
- ・運転開始時の異音、トイレの排水音は意外と大きく聞こえます。音が小さい場合でも、住宅

の壁などを通じて伝わる場合があります。

・同じ機器であっても、設置位置、住宅構造により外に漏れる音の大きさは異なります。

2. 生活騒音の大きさや人の感じ方

室内で発生する生活騒音の大きさの例として、エアコンは41～59dB、洗濯機は64～72dB、ピアノは80～90dB、犬の鳴き声は90～100dBぐらいとされています。

表2に示すように、多くの方が50dBぐらいから騒音として感じ、60dBを超えると、大声でないと会話ができない状態になります。このため、日常生活で望ましい大きさは50dB以下と言われています。

3. 生活騒音によるトラブル

生活騒音は誰もが生活している間に発生するもので、被害者にも加害者にもなる可能性があります。生活騒音には法的規制はありませんので、トラブルが発生した場合、まず、当事者間での話し合いによる解決が基本となります。その上で管理会社や自治会、市町村に相談するなど、第三者に間に入ってもらうことが有効となる場合もあります。

いずれにしても、感情的にならずに、相手に問題点を冷静に伝え、思いやりを持って話し合うことが必要です。なお、裁判となった場合には、「受忍限度」(生活を営む上で我慢すべき限度)を超えるものであるかどうかのポイント

トとなります。それらは騒音の頻度や時間帯、被害の内容や程度、騒音防止対策等の被害回避の努力の有無など、様々な事情を考慮して、騒音の程度が世間一般の人の感覚で耐え難いかどうかにより判断されます。

4. 騒音に対する配慮

生活していく上で避けられない音、自分にとっては都合のよい音や楽しい音、快適な音が他の人にとっては不快な音、うるさい音として受けとられることもあります。

この点を各個人が認識し、新型コロナウイルス感染拡大防止による「新しい生活様式」においても生活騒音の問題を生じさせないよう、日常生活における騒音防止の配慮、モラル、マナーの向上を図ることが必要です(表1)。

5. まとめ【騒音をなくす5つの気くばり】

- ① 時間帯に配慮しましょう。
- ② 音がもれない工夫をしましょう。
- ③ 音は小さくする工夫をしましょう。
- ④ 音の小さい機器を選びましょう。
- ⑤ ご近所とのおつきあいを大切にしましょう。

表2 音の大きさと人の感じ方

音の大きさ (dB)	人の感じ方
20～29	無音感
30～39	非常に静か
40～49	特に気にならない
50～59	騒音を感じる
60～	騒音を無視できない

(文責 鷹野 靖)

(参考資料)

- 1) 環境省 HP：生活騒音
- 2) 日本建築学会：「建築設計資料集 1 環境」
- 3) 弊社 HP、生活衛生ニュース：自動車の騒音について (2018.12)、低周波音について (2018.12)

表1 生活騒音の種類と音の大きさ、騒音の配慮及び対策事例

生活騒音の種類	発生源	音の大きさ (dB)	配慮及び対策事例
音響機器	ステレオ	約 70～86	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリウムに注意し、深夜や早朝は特に控えめにする。 ・場合によってはイヤホンを使用する。 ・深夜や早朝の演奏は避ける。 ・窓を閉めるようにし、防音カーテンなどを利用する。 ・防振ゴムを敷き、建物の固体伝播を防ぐ。 ・ピアノの裏側に遮音板を取り付け、弱音ペダルを使用する。 ・電子楽器の場合、イヤホンを使用する。 ・長時間演奏する場合は二重サッシや防音装置を設置するなど、音が漏れないようにする。
	テレビ	約 57～72	
	ピアノ	約 80～90	
	エレクトーン	約 77～86	
家庭用機器	エアコン	約 41～59	<ul style="list-style-type: none"> ・隣家から離して設置する。 ・異音を感じた場合、早急にメーカーのメンテナンスを受ける。 ・深夜や早朝の時間帯は使用を避ける。 ・壁から離し、防振マットを敷く。 ・買い替えの際には低騒音機種を選定する。
	温風ヒーター	約 44～56	
	ボイラー・給湯器	約 57～75	
	換気扇	約 42～58	
	風呂又は給排水音	約 57～75	
	洗濯機	約 64～72	
	掃除機	約 60～76	
目覚まし時計	約 64～75		
その他	電話のベル音	約 64～70	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で注意してゆきたいこと。
	犬の鳴き声	約 90～100	
	子供のかけ足	約 50～66	
	ふとんをたたく音	約 65～70	
	車のアイドリング	約 63～75	
	人の話し声(日常)	約 50～61	
人の話し声(大声)	約 88～99		